



～輪島税務署からのお知らせ～

■輪島税務署による確定申告相談会

輪島税務署では、パソコンを利用した「確定申告相談会」を2月21日(火)、22日(水)に能都庁舎4階ホールで開催します。この機会にe-Taxを経験して、利便さを実感してください。

この申告相談会は、北陸税理士会輪島支部のご協力をいただき、各パソコンに1人操作補助者が付きますのでパソコン操作に不慣れな人でも心配ありません。

※電子証明書付住基カードがない人もe-Taxによる申告が可能ですのでお気軽にお越しください。

「e-Tax」を利用する人にもおすすめ!

「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると

①最高4,000円税額控除

平成23年分の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます。(平成19年分～平成22年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません)

②添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出や提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、書類の提出や提示を求められることがあります)

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度)

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

北陸税理士会輪島支部による無料税務相談

〈日時〉2月23日(水)9:00～16:00

〈場所〉輪島商工会議所511会議室、珠洲商工会議所1階会議室

輪島市、珠洲市の人に限らず、お気軽にご利用ください。

☎輪島税務署 ☎0768-22-2241

●申告受付スケジュール

- 【事前申告相談会】能都庁舎4階ホール
2月7日(火) 9:30～12:00、13:00～16:00
- 【全地区】能都庁舎2階ロビー
2月16日(水)～3月15日(木) (9:00～16:00)
- 【小木地区】小木支所
2月16日(水)～2月24日(金) (9:00～16:00)
- 【柳田地区】情報センター1階会議室
3月1日(水)～3月15日(木) (9:00～16:00)
- 【内浦地区】内浦庁舎3階第1会議室
3月1日(水)～3月15日(木) (9:00～16:00)

| 月 | 日 | 曜 | |
|----|----|---|---|
| 2 | 16 | 木 | 【瑞穂地区】瑞穂公民館 9:30～16:00 |
| | 17 | 金 | 【白丸地区】白丸公民館 9:30～16:00 |
| | 18 | 土 | |
| | 19 | 日 | |
| | 20 | 月 | 【鵜川地区】鵜川支所 9:30～16:00 |
| | 21 | 火 | ※税務署出張申告相談 能都庁舎4階ホール 9:30～12:00、13:00～16:00 |
| | 22 | 水 | |
| | 23 | 木 | 【神野地区】神野公民館 9:30～16:00 |
| | 24 | 金 | 【不動寺地区】不動寺公民館 9:30～16:00 |
| | 25 | 土 | |
| 3 | 26 | 日 | |
| | 27 | 月 | 【高倉地区】高倉出張所 9:30～16:00 |
| | 28 | 火 | |
| | 29 | 水 | |
| | 1 | 木 | |
| | 2 | 金 | |
| | 3 | 土 | 休日受付(能都庁舎) 9:00～16:00 |
| | 4 | 日 | 休日受付(能都庁舎) 9:00～16:00 |
| | 5 | 月 | |
| | 6 | 火 | |
| | 7 | 水 | |
| | 8 | 木 | |
| | 9 | 金 | |
| | 10 | 土 | |
| | 11 | 日 | |
| 12 | 月 | | |
| 13 | 火 | | |
| 14 | 水 | | |
| 15 | 木 | | |



所得税、町・県民税
申告はお早めに
平成23年分所得税、平成24年度町・県民税の申告受け付けは2月16日(水)から3月15日(木)までです。
申告に必要な書類をそろえ、期限内に申告できるように準備しましょう。
☎税務課 ☎62-8505

◆町民税の申告について

平成24年1月1日現在で、能登町に住民登録をしている人の世帯につき1枚申告書が配布されます。申告は国民健康保険税と介護保険料、長寿(後期高齢)医療保険料などの申告も兼ねています。
申告をしなかった場合、軽減措置が受けられない場合があります。申告の必要がある人は、必ず申告しましょう。

○申告の必要が「ない」人

次の①②③いずれかに該当する人は、勤務先や他機関から税

- ① 勤務先から能登町役場に年未調整の給与支払報告書が提出され、その他に申告することがない人
- ② 公的年金等の受給額4百万円以下で、その他に申告することがない人
- ③ ①、②以外の人で、平成23

○申告は必要でしょうか?

申告書と一緒に、申告の必要が「ある」か「ない」かを自分

※申告期間は大変混雑し、お待たせすることがありますので時間に余裕を持ってお越しください。
年中の所得が28万円を超えず、国民健康保険税、介護および後期高齢者医療保険料や保育料等の算定などの対象になっていない人
※いづれにも当てはまらない人は、申告の必要がありません。
申告が必要かの判断の目安にご利用ください。
で確認できるチェック表(あなた)は町・県民税(平成24年度)の申告が必要でしょうかチェックしてみよう!を配布します。申告が必要かの判断の目安にご利用ください。

✓ 申告に必要なもの

- 申告会場へ行く前に忘れ物がないかチェックしましょう!
- 印かん(認め印)
- 平成23年中の収入の分かる書類(給与・報酬・賃金・年金のある人は源泉徴収票。なくした人は再発行してもらいましょう)
- 生命保険料・地震保険料控除などを受ける人は控除証明書
- 国民年金保険料などを申告する人は納付額の証明書または領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療養手帳など確認できるもの
- 医療費控除を受ける人は医療費の領収書、補てんされる金額の明細書
- 住宅借入金等特別控除を受ける人はその必要書類
- 所得税の還付を受ける人は本人名義の金融機関名、口座番号がわかるもの

町職員の 給与等の あらまし

町 職員の給与は、人事院勧告に基づいて行われる国家公務員の給与に準じて条例案が作られ、町議会の議決を経て支給されています。

行政の透明性を確保し、町民の皆さんに一層のご理解をいただくため、職員に支給している給与等のあらましをお知らせします。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (22年度末) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率 B/A | 21年度の 人件費率 |
|------|---------------------|--------------|-----------|-------------|-------------|---------------|
| 22年度 | 20,815人 | 15,453,107千円 | 151,096千円 | 2,417,074千円 | 15.6% | 17.1% |

2. 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費（職員手当には退職手当を含まない） | | | | 一人当たり給与費 B/A |
|------|----------|----------------------|----------|-----------|-------------|-----------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 22年度 | 278人 | 976,806千円 | 82,052千円 | 350,211千円 | 1,409,069千円 | 5,068千円 |

3. 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

| 区分 | | 初任給月額 | | |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| | | 能登町 | 石川県 | 国 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200円 | 172,200円 | 172,200円 |
| | 高校卒 | 140,100円 | 140,100円 | 140,100円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 137,200円 | — | — |

4. 職員の平均給料月額および平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

| 区分 | 能登町 | | | 国 | | |
|-------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|
| | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| 一般行政職 | 44.4歳 | 313,027円 | 333,992円 | 42.3歳 | 327,205円 | 397,723円 |
| 技能労務職 | 50.1歳 | 253,073円 | 270,306円 | 49.5歳 | 283,862円 | 321,662円 |

5. 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|-----|----------|----------|----------------|------------|-----------|------|
| 職名 | 主事 技師 | 主事 技師 | 主幹 係長 主査 | 課長補佐 主幹 | 課長 課参事 | 課長 |
| 職員数 | 15人 | 22人 | 96人 | 30人 | 20人 | 15人 |
| 構成比 | 7.6% | 11.1% | 48.5% | 15.2% | 10.1% | 7.6% |

（注）能登町職員の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数

6. 職員手当の状況

6-①期末・勤勉手当（23年度）

| 区分 | 能登町 | 国 | |
|------|------------------|--------|--------|
| 支給率 | 期末手当 | 2.60月分 | 2.60月分 |
| | 勤勉手当 | 1.35月分 | 1.35月分 |
| | 計 | 3.95月分 | 3.95月分 |
| 加算措置 | 職制上の段階、職務の級などによる | | |

6-②退職手当（22年度）

| 区分 | 自己都合 | 勸奨定年 | |
|-------|-------------------|---------|---------|
| 支給率 | 勤続20年 | 23.50月分 | 30.55月分 |
| | 勤続25年 | 33.50月分 | 41.34月分 |
| | 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 |
| | 最高限度 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| 平均支給額 | 22,102千円 | | |
| 加算措置 | 定年前早期退職の場合2～20%加算 | | |

6-③扶養・通勤手当 国の基準と同じ

6-④時間外勤務手当（普通会計）

| | | |
|------|-------------|----------|
| 22年度 | 支給総額 | 15,568千円 |
| | 職員1人当たり支給年額 | 56千円 |

6-⑤特殊勤務手当（22年度・普通会計）

| 区分 | 全職種 |
|-------------------|-------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 25.9% |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額 | 63千円 |
| 手当の種類（手当数） | 7種類 |

7. 特別職の報酬等の状況（23年度）

| 区分 | 月額 | 期末手当 | |
|----|-----------------|--|------------------------------------|
| 給料 | 町長 副町長 | 790,000円 (820,000円) 570,000円 (590,000円) | 6月期 1.40月 12月期 1.55月 計 2.95月 |
| | 議長 副議長 議員 | 275,000円 245,000円 225,000円 | 6月期 1.40月 12月期 1.55月 計 2.95月 |

（注）町長および副町長の（ ）内は減額措置を行う前の金額

8. 給与水準（ラスパイレス指数※）

| 区分 | 21年度 | 22年度 |
|------|------|------|
| 能登町 | 89.9 | 89.7 |
| 県内町 | 88.3 | 89.0 |
| 全国町村 | 94.6 | 95.1 |

※国を100としたもの

9. 部門別職員数の状況（4月1日現在）

| 区分 | | 職員数 | | 前年比 |
|-------------|------|------|------|-----|
| | | 22年度 | 23年度 | |
| 一般行政 | 議会 | 4 | 4 | 0 |
| | 総務 | 82 | 77 | △5 |
| | 税務 | 16 | 16 | 0 |
| | 労働 | 2 | 2 | 0 |
| | 農林水産 | 16 | 16 | 0 |
| | 商工 | 8 | 8 | 0 |
| | 土木 | 15 | 14 | △1 |
| | 民生 | 69 | 67 | △2 |
| | 衛生 | 32 | 31 | △1 |
| | 小計 | 244 | 235 | △9 |
| 特別行政 | 教育 | 34 | 33 | △1 |
| 公営企業 等会計 | 病院 | 135 | 138 | 3 |
| | 水道 | 11 | 14 | 3 |
| | 下水道 | 7 | 6 | △1 |
| | その他 | 18 | 18 | 0 |
| | 小計 | 171 | 176 | 5 |
| 合計 | | 449 | 444 | △5 |

10. 定員適正化計画

①適正な定員管理

徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより、総数の増加を極力抑制するなかで、政策の変化や業務量の変化に応じた職員の適正配置に努めています。

②採用・退職の状況

| 区分 | 20年度 (人) | 21年度 (人) | 22年度 (人) | 23年度 (人) | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 前年度 退職者等 | 行政職等 | 41 | 29 | 31 | 25 |
| | 医療職 | 12 | 12 | 10 | 5 |
| 新規 採用等 | 行政職等 | 0 | 6 | 9 | 16 |
| | 医療職 | 9 | 8 | 5 | 9 |
| 年度当初職員数 | 503 | 476 | 449 | 444 | |
| 前年比 | △44 | △27 | △27 | △5 | |

原木しいたけ「のとてまり」をPR
奥能登の新しい特産品を目指す

奥能登原木しいたけ活性化協議会とJA おおぞらが1月6日、新たにブランド化して売り出した『のとてまり』のPRに能都庁舎を訪れました。

奥能登産の生しいたけ『のと115』のうち、一定の大きさなどを満たした特選品『のとてまり』は、昨年12月下旬に初出荷されました。協議会の表庄三会長は『のとてまり』を持木町長に紹介しながら「今後も試行錯誤を重ねて皆さんに食べていただけるよう努力していきたい」と語りました。能登町の生産者も同席し、栽培の大変さなどを語っていました。



ブランド化への意気込みを語る表会長

今年一年の家の安全を願って歌う子どもたち



扇祓いと左義長
子どもたちが家の安全を祈願

1月15日、波並地区の伝統行事「扇祓い」が行われ、地域の子もたちが家々や港の船の前で扇を振って家の安全や大漁を祈願しました。今年も10人の子もが2班に分かれて約100軒を訪ね、白い扇3枚を付けた長さ約2尺の竹を振りながら「扇めでたい末繁盛、家も蔵も建つように。善銭がっさー」と歌いました。扇祓いの後は波並漁港で左義長が行われ、地域の人々が持ち寄ったしめ飾りや書き初めなどの中央に大きな竹が立てられました。この竹は倒れた方で一年の大漁と豊作を占うとされ、今年は大漁となる海側に倒れました。

宇出津港のと寒ぶりまつり
寒ぶりを求めてたくさんの人だかり

能登の冬の味覚を味わう「宇出津港のと寒ぶりまつり」が1月22日、宇出津港いやさか広場で開催されました。会場には地元飲食店や生産団体など20以上の屋台が並び、来場者はブリ大根やブリしゃぶなど「ブリづくし」を堪能しました。弥栄太鼓のオープニングのあとに披露された寒ぶり解体ショーでは、地元の魚屋さんが5〜7kgの寒ぶりを次々と解体。ブリ1本まるごと購入する人や切り身を求める人などで長い行列ができていました。



▲オープニングで力強い太鼓を披露した「弥栄太鼓」



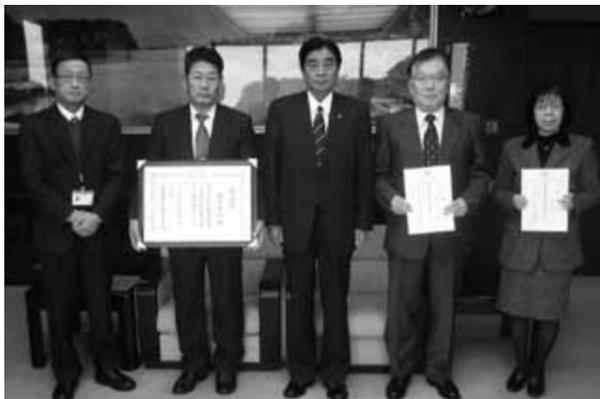
◀寒ぶり解体ショーに見入る来場者

まちの出来事

人権擁護委員 委嘱状・感謝状伝達式
大切な人権を守っていくために

1月17日、能都庁舎で人権擁護委員の委嘱状と感謝状の伝達式が行われました。式では、今回新たに委員となる山田良憲さん＝鶴川＝と久田幸子さん＝宇出津＝に持木町長から法務大臣の委嘱状が伝達されました。また、2期6年の任期を終えて退任した関本昌夫さん＝宇出津＝と高山一夫さん＝瑞穂＝の二人に感謝状が手渡されました。

持木町長は「子どもたちの成長に携わってきた二人に、能登町の子もたちの人権を守っていただきたい」と激励するとともに退任する二人の労をねぎらいました。



写真右から久田さん、山田さんと退任した関本さん

修了証を受け取る実習生



インドネシア漁業実習生修了式
能登の海で培った技術を母国へ

3年間にわたる漁業研修・実習を終えたインドネシア実習生の修了式が1月14日、県漁協小木支所で行われました。式には実習生・研修生のほか、船主や関係者ら約100人が出席。今年修了式を迎えた42人をねぎらいました。

実習生の受け入れは、国際貢献と相手国の漁業技術の向上を目的に平成14年度から実施されています。県漁協企画指導部の滝繁治部長役から修了証を受け取った実習生は「大きな期待と少しの不安がありましたが、多くの皆さんのご支援に心から感謝しています」と話しました。

交通安全祈願祭
2012年も交通死亡事故ゼロに

110番の日でもある1月10日、能登交通安全協会の交通安全祈願祭が宇出津の酒垂神社で行われました。祈願祭には、関係者ら約30人が出席。今年一年の交通安全を祈りました。

昨年の石川県内の交通死亡事故数は44人で、50人未満を目標とする「新アンダー50作戦」を初めて達成。能登警察署管内の交通事故死亡者数はゼロでした。交通安全協会の新平悠紀夫会長は「皆さんの協力で新アンダー50作戦を達成することができました。今年も死亡事故ゼロを続けていきたい」とあいさつし、関係者に協力を求めました。



交通安全を祈願する関係者ら

子どもたちに振り付けを教える椿原さん



小木小学校で能登町音頭練習会
みんなで能登町音頭を覚えよう

昨年10月に完成し、12月からCDが販売されている「能登町音頭」。12月20日には、能登町音頭の振り付けを覚えようと小木小学校で練習会が開かれました。

小木公民館行事の一環として開催された練習会。講師には能登町音頭の振り付けを担当した一人、椿原光子さん＝時長＝が招かれました。椿原さんは波を表す手の動きやキリコを担ぐしぐさを表現した振り付けを丁寧に教え、子どもたちも見よう見まねで楽しみながら踊っていました。小木小学校では、今年の運動会に児童全員で能登町音頭を踊る予定です。

お知らせ バイオマスタウン推進

ペレットストーブを体感してください。

これまで利用されていなかった森林資源を燃料とするペレットストーブ。町内には次の公共施設に設置されています。

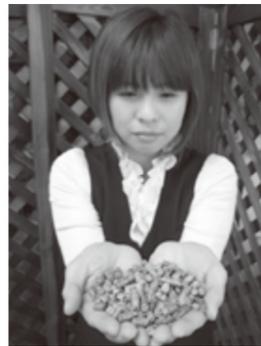
町民の皆さんからは「燃料が木から出来ているので環境にやさしいし、温風が出て思ったよりも温かい」と好評です。ぜひ最寄りの施設でペレットストーブを体感し、やさしい炎で暖まってみてください。

〈設置施設〉

- ・国民宿舎やなぎだ荘（柳田）・小間生公民館（小間生）
- ・神野公民館（鶴町）・岩井戸公民館（黒川）

※町はペレットストーブ設置を補助しています。補助金はストーブ設置にかかる費用の2分の1で上限は5万円です。

☎ふるさと振興課 ☎ 62-8532



【上】国民宿舎やなぎだ荘に設置されているペレットストーブ

【左】燃料となるペレット

お知らせ 有線テレビ

インターネット接続使用料の全期前納ができるようになりました。

これまで、有線テレビのインターネット接続使用料は、月払い（口座振替）のみの取り扱いでしたが、平成24年度から全期前納【千円割引】による年一括払いができます。ぜひご利用ください。

〈全期前納を希望される人〉

手続き方法：広報情報推進課へ電話で『利用者名/住所/電話番号』を申し出ることによって手続きが完了します。

申込期限：3月9日(金)まで

口座振替日：5月1日(火)（残高不足があると振替できませんので、ご注意ください）

※『IP電話』を利用している人は、有料通話料金が毎月発生しますので、全期前納できません。

※有線テレビ使用料の全期前納（千円割引）を希望される場合は、3月中に金融機関で手続きをしてください。

☎広報情報推進課 ☎ 76-8301

ニュース 在宅長寿祝い金

清田さとさん(宇出津)の100歳を祝う。

宇出津の清田さとさん（明治44年12月25日生）の満100歳の誕生日をお祝いするため、持木町長が清田さん宅を訪問しました。

持木町長から賞状と在宅長寿祝い金を受け取った清田さんは「おかげさまで元気でいれます。なかなかもらえない物をもらいました。もったいない」と笑顔で答えていました。

若いころは郵便配達の仕事をしていて、今でも足腰が丈夫という清田さん。好き嫌いなく食べることとおちょこに一杯の晩酌が長生きの秘けつだそうです。



お知らせ 宇出津駅周辺整備工事

北鉄奥能登バス(株)宇出津営業所とバス待合所が移転します。

宇出津駅周辺整備工事に伴い、北鉄奥能登バス(株)宇出津営業所とバス待合所が移転します。

〈期間〉2月1日～平成25年12月末日（予定）まで

〈移転先〉

北鉄奥能登バス(株)宇出津営業所→能都共同福祉会館内（能登町商工会事務所横）

宇出津駅前バス待合所→能都共同福祉会館横

☎企画財政課 ☎ 62-8503

お知らせ 子ども手当

2月分から支給額が変更になります。

子ども手当は、6・10・2月に支給されます。2月分は2月15日(木)に支給予定です。今回から支給月額が次のとおりになります。

- 3歳未満 一律 15,000円
- 3歳から小学校修了前 第1、2子 10,000円
第3子以降 15,000円
- 中学生 一律 10,000円

☎健康福祉課児童福祉係 ☎ 72-2512

【能登町役場】 ☎ 62-1000(代)

能都庁舎 (℡62-4506)

総務課 ☎ 62-8510

企画財政課 ☎ 62-8503

監理課 ☎ 62-8504

税務課 ☎ 62-8505

収納対策室 ☎ 62-8506

環境対策課 ☎ 62-8507

町民課 ☎ 62-8500

能都サービス室 ☎ 62-8500

ふるさと振興課 ☎ 62-8532

海洋深層水対策室 ☎ 62-8533

会計課 ☎ 62-8509

柳田庁舎 (℡76-0039)

広報情報推進課 ☎ 76-8301

農林水産課 ☎ 76-8302

柳田サービス室 ☎ 76-8300

農業委員会 ☎ 76-8303

建設課 ☎ 76-8304

内浦庁舎 (℡72-2108)

健康福祉課

(児童保育) ☎ 72-2512

(医療介護) ☎ 72-2502

(福祉庶務) ☎ 72-2503

(健康推進) ☎ 72-2504

(包括支援) ☎ 72-2513

内浦サービス室 ☎ 72-2500

上下水道課 ☎ 72-2507

教育委員会事務局 ☎ 72-2509

議会庁舎

議会事務局 ☎ 76-8310

お知らせ 能登町音頭

能登町音頭のCDを販売しています。

能登町音頭のCDが完成し、各庁舎で1枚千円で販売しています。

〈購入先〉

能都庁舎 総務課 ☎ 62-8510

柳田庁舎 柳田サービス室 ☎ 76-8300

内浦庁舎 内浦サービス室 ☎ 72-2500

○郵送を希望される人は、請求手続きを町ホームページでご確認ください。



能登町音頭

作詞：朝倉 修 補作：志賀大介 作曲：乙田修三

編曲：池多孝春 歌：永井裕子（キングレコード）

一、

能登は自然よ 自然は能登よ

山の恵みと 海の幸 アチョイトナ

朝日・夕日の 九十九湾

ぱっと絵になる 歌になる アソレ

さアさ 歌おうよ 踊ろうよ

みんな揃って 能登町音頭

お知らせ 能都埋立処分場

平成24年4月1日から、能都埋立処分場の持ち込み制限を実施します。

能都埋立処分場の残容量が少なくなってきたことで、持ち込みを制限します。ご理解とご協力をお願いします。

※主な受入制限廃棄物：木くず、草木、廃プラなど

※町内民間業者で、ほぼ処分可能です。

☎環境対策課 ☎ 62-8507

お知らせ 図書館利用者カード

図書館情報システムを導入。今後の図書貸出には登録(利用者カード)が必要です。

中央図書館と柳田教養文化館では、蔵書情報の検索と貸出業務が出来る図書館情報システムの導入を平成24年4月に予定しています。今後、図書の貸出を受ける際には図書館利用者カードが必要になります。

システムで使用する利用者カードの登録受け付けを行いますので、登録を希望される人は申請書にご記入の上、中央図書館または柳田教養文化館の窓口へ提出してください。

申請書の様式は、中央図書館、柳田教養文化館の窓口、能登町ホームページにあります。利用者カードは各館共通ですので、1枚で両館使えます。

利用者カードの交付は3月中旬を予定していますので、ご了承ください。

●登録できる対象者

町内に在住、勤務または在学する個人・事務所活動の場が町内である団体 など



☎教育委員会事務局 ☎ 72-2509

中央図書館 ☎ 62-3458

柳田教養文化館 ☎ 76-1585



柳田教養文化館



▲ALTはパワーポイントでクリスマスの様子を紹介しました

ALTがクリスマスのお話
 昨年12月21日に開かれた第5回サロンでは、アメリカ出身で

今回は町内のベトナム人女性研修生の皆さんを講師に迎え、一緒にベトナム料理を作ります。興味のある人は、エプロン持参でご参加ください。

地域住民と在住外国人とが交流する今年度最後の国際交流サロンは、2月15日午後6時30分から役場能都庁舎で開催されます。

一緒にベトナム料理を作りませんか

多文化共生のつどい



▲「小さな子どものいない家庭でもクリスマスを楽しむ」と話すコバヤシ・ジリアンさん(右)

町内の小中学校に勤務しているALT(外国語指導助手)のコバヤシ・ジリアンさんとボラック・シャーンさんがクリスマスについてのお話をしました。

二人によると、11月下旬の感謝祭が過ぎると街中で一斉にクリスマスに向けた飾り付けが始まり、家庭でも屋根や庭木に電飾を付けてクリスマスツリーを飾るそうです。松波の中興七郎さんが、「クリスマスに関する真実」と題して話をした後、ビンゴゲームをして交流を深めました。

ニュース 鶴川大橋改修

橋の欄干を、にわか祭の武者絵が彩る。

山田川に架かる鶴川大橋に、鶴川青年団らが描いた武者絵のパネル8枚が飾られています。

縦1.4m、横1.8mのアルミ製パネルを使って、「にわか祭」の武者絵を描く絵師や青年団員らが制作。鶴川大橋50年ぶりの改修工事に合わせ、「鶴川らしい橋にしたい」と取り組みました。



武者絵が飾られた鶴川大橋

募集 消防団員募集

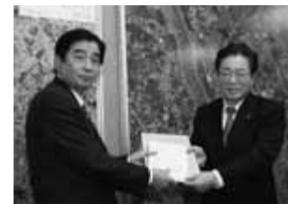
消防団員を募集しています。(あなたのちからで、救われる人がいる)

「守りたい。地域の絆と、未来に繋がる笑顔」
 消防団員のやりがいは、地域に暮らす自分自身が、地域のために働き、身近な人の役に立てること。そして、人としても大きく成長していけることにあります。
 ☎役場総務課 ☎62-8510、能登消防署 ☎62-0492

ニュース 宇出津プラスバンズが義援金

福島県相馬市長に義援金を手渡す

町内の音楽愛好家で組織される「宇出津プラスバンズ」の皆さんが、昨年12月のクリスマスコンサート



義援金を受け取る立谷相馬市長

で義援金を集めました。この義援金を託された持木町長が1月17日、流山市役所で福島県相馬市の立谷秀清市長に直接手渡しました。

納期 税金/保険料

今月の納期限は2月29日(水)です。

〈税金〉固定資産(都市計画)税第4期
 国民健康保険税第8期
 〈保険料〉介護保険料第8期
 後期高齢者医療保険料第11期

お知らせ 能登町労働保険緊急助成金

事業主の皆さん、忘れずに申請を!!

事業主が納めている雇用保険料の一部を助成します。忘れずに申請手続きをしてください。

〈対象〉能登町に事業所(営業所)があり、労働保険料(雇用保険料)を納めている事業主

〈助成額〉平成22年度分の雇用保険料のうち、従業員に係る事業者負担額の100分の20以内
 ◎22年度の雇用保険確定額が50,000円だった場合は6,100円程度助成されます。

(業種によって掛け率が異なりますので、助成額は増減します)

〈申請手続き〉ふるさと振興課、柳田・内浦サービス室、支所・出張所に備えてある申請書に必要事項を記入し、平成22年度分の確定保険料(雇用分)が記載してある納入通知書等の写しおよび平成22年度分の労働保険料等領収書の写しを添付して申請してください。

〈注意事項〉助成金の申請期間は、平成24年3月31日までです。お早めに手続きを済ませてください。

☎ふるさと振興課 ☎62-8532

お知らせ 公的個人認証サービス

電子証明書の有効期間は3年間です。

有効期間が満了すると電子証明書が失効し、国税申告などの電子申請ができなくなります。

既に失効している人で再発行を希望される場合は、新規発行の手続きが必要です。有効期間満了間近で更新を希望される人は、更新手続きをお願いします。

○有効期間の確認方法

- ・電子証明書の写し(電子証明書発行時に渡した紙)
- ・公的個人認証サービス利用者クライアントソフトの「証明書表示ツール」
- ・公的個人認証サービスポータルサイトの「オンライン窓口」

○更新手続きのとき、持参するもの

- ・住民基本台帳カード
- ・本人確認の書類(パスポート・免許証・許可証など顔写真付きの公的証明書)
- ・発行手数料(500円)

○電子証明書発行窓口 町民課(能都庁舎)

※住所や氏名の変更など、電子証明書の記載事項に変更が生じた場合は、3年以内であっても失効します。

☎町民課 ☎62-8500

【入札結果】

12月16日~1月15日

広報紙では、契約金額が500万円以上の入札結果を掲載しています。全入札結果は町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。 ☎監理課 ☎62-8504

| 件名 | 場所 | 担当課 | 契約額(税込) | 落札者 |
|------------------------------|-----|---------|-------------|---------------|
| 国民宿舎能登やなぎだ荘 屋上改修工事 | 柳田 | ふるさと振興課 | 12,673,500円 | ムカイ建設(株) |
| 町道1級不動寺行延1号線(不動寺大橋) 橋梁詳細設計業務 | 行延 | 建設課 | 7,035,000円 | 朝日エンヂニヤリング(株) |
| 町道鈴ヶ嶺10号線 災害防除工事 | 鈴ヶ嶺 | 建設課 | 22,680,000円 | (有)モアグリーン |
| 町道2級笹川十郎原1号線 道路改良工事(法面工) その2 | 十郎原 | 建設課 | 8,032,500円 | (有)モアグリーン |

国民年金Q&A

Q. 厚生年金・共済組合に加入している人の配偶者も、国民年金に加入するのですか。

A. 厚生年金・共済組合に加入している人に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。

第3号被保険者個人として保険料を負担する必要はありませんが、「第3号被保険者関係届」による手続きが必要です。

被扶養者の届出と一緒に、年金手帳などの必要書類を添えて、配偶者の勤務している会社や共済組合に提出してください。

手続きを行わないと年金が少なくなったり、受けられないことがありますので、ご注意ください。

Q. 夫が転職しましたが、配偶者である私も国民年金の届出が必要ですか。

A. ご主人が▽サラリーマンをやめて自営業者になった▽自営業者からサラリーマンになった▽会社を変った▽地方公務員から国家公務員に変わった「などの場合は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認届」の届出が必要です。

ご主人の転職先が会社の場合は勤務先の会社へ、公務員の場合は共済組合へ、自営業の場合は役場の国民年金の窓口へ、必要な書類を添えて届けてください。

【資料提供: 日本年金機構】